

第二十二章 専利権の消滅、取消し及び回復

1. 専利権の消滅	2
2. 専利権の取消し.....	3
3. 専利権の回復	3

第二十二章 専利権の消滅、取消し及び回復

専利権の消滅とは、専利権が法定事由のために成就し、いかなる者の主張又は専利主務官庁の処分を待たずに、権利消滅の効果が発生することを指す。専利権消滅の効力は事後に発生し、消滅前の専利権の効力には影響しない。

専利権の取消しとは、専利権が無効審決により取り消されたことを指す。専利権の取消しが確定した場合、当該専利権の効力は、始めから存在しなかったものと見なす。

専利権の回復とは、専利権者が故意によらずに、期限内に専利年金を納付しなかったため専利権が当然消滅したとき、法により専利権の回復を申請できることを指す。

1. 専利権の消滅

専利権の当然消滅の法定事由は以下の通りである：

(1) 専利権の期限が満了した場合、期限満了後から消滅する：

専利権の期限について、特許の場合は出願日から起算して 20 年で満了し、実用新案の場合は出願日から起算して 10 年で満了し、意匠の場合は出願日から起算して 12 年で満了する。専利権の期限が満了した場合、満了後から当然消滅する。

例えば：ある特許の出願日が 1986 年 5 月 2 日であり、公告日が 1987 年 9 月 16 日である場合、当該専利権の開始日は 1987 年 9 月 16 日からであり、専利権は 2006 年 5 月 1 日で期限満了し、専利権期限満了による消滅日は 2006 年 5 月 2 日である。

(2) 専利権者が死亡し、承継人がいない場合：

専利権者が死亡し、だれもその承継人として主張しない場合、専利権は公共財に帰属し、誰でも利用できることとなる。

(3) 2 年目以降の専利年金を追納期限満了前に納付しなかった場合、本来の納付期限の満了後から消滅する：

1 年目の専利年金の納付は専利権を取得するための条件であり、納付しなかった場合、専利権を取得することができず、専利権消滅の状況は発生しない。2 年目以降の専利年金は、期限が過ぎる前に納付しなければならず、期限が過ぎても納付せず、また、期限満了後 6 ヶ月以内に追納しなかった場合、その専利権は当然消滅する。

例えば：ある特許の出願日が 2000 年 1 月 3 日であり、公告日が 2001 年 9 月

11日である場合、当該専利権の開始日は2001年9月11日であり、専利権は2020年1月2日に期限満了となる。専利権者が5年目の専利年金を期限が過ぎても納付しなかった場合、専利権の当然消滅日は2005年9月11日となる。

(4) 専利権者が権利を放棄するとき、書面にその旨が表示された日から消滅する：
専利権者が専利権を放棄したい場合、専利主務官庁に書面でその旨を表示した日から消滅する。

この他、同一出願人が同一創作について、同日にそれぞれ特許及び実用新案に出願し、二重出願を声明した場合、専利主務官庁は審査において専利出願が二重出願の要件に符合しているか否かを確認し、且つ専利法第32条第3項の状況がない時、特許出願の登録査定前に、出願人に期限を設けていずれかに択一するよう通知し、出願人が特許を選択した場合、特許出願の登録査定書を交付し、出願人は特許出願について1年目の年金及び証書料を納付した後、実用新案権は特許が公告された日から消滅する。

2. 専利権の取消し

専利権が無効審判の審理を経て無効審決となった場合、その専利権は取消しされなければならない。特許又は実用新案の取消しは、各請求項についてそれぞれ行なうことができる。

専利権が取消された後、以下の事情のうちの一つを有する場合、取消しが確定したものとする：

- (1) 法により行政救済を提起しなかった場合。
- (2) 行政救済を提起し、却下が確定した場合。

専利権の取消しが確定した場合、当該専利権の効力は、始めから存在しなかったものと見なす。

3. 専利権の回復

2年目以降の専利年金について、専利年金を納付すべき期間内に納付しなかった場合、期間満了後6ヶ月以内に追納することができ、追納しなかった場合、専利権は本来の納付期限が満了した後に消滅する。ただし、専利権者が故意によらずに、上述した追納期限内に追納しなかった場合、追納期限満了後1年以内に、専利権の回復を申請し、並びに3倍の専利年金を追納することができる。